

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 特許業務法人三枝国際特許事務所 様 〒541-0045 日本国 大阪府大阪市中央区道修町1-7-1 北浜コニシビル	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T規則43の2.1]</p>
出願人又は代理人の書類記号 P20-012W0	発送日 (日.月.年) 31.03.2020
今後の手続については、 下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2020/003990	国際出願日 (日.月.年) 03.02.2020
優先日 (日.月.年) 06.02.2019	
国際特許分類 (IPC) F25B 1/00(2006.01)i; C09K 5/04(2006.01)i FI: C09K5/04 F; F25B1/00 396Z	
出願人 (氏名又は名称) style="text-align: center;">ダイキン工業株式会社	

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのP C T規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がP C T規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式P C T / I S A / 2 2 0を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式P C T / I S A / 2 2 0を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 style="text-align: center;">05.03.2020	権限のある職員 (特許庁審査官) style="text-align: center;">古妻 泰一 4V 3408 電話番号 03-3581-1101 内線 3483
---	---	--

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.

出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.

国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.

国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-14	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-14	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-14	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1 : JP 2016-011423 A (旭硝子株式会社) 21.01.2016(2016-01-21)
 特許請求の範囲、段落0056、0057、0065、0083-0092、0124、実施例等
 & US 2016/0333243 A1
 Claims, 0078, 0114, 0115-0137, 0139-0145, Examples
 & EP 3101082 A1
 & CN 106029821 A
 & WO 2015/115252 A1
 文献2 : WO 2015/186671 A1 (旭硝子株式会社) 10.12.2015(2015-12-10)
 特許請求の範囲、段落0038-0043、0052-0118、実施例等
 & US 2017/0058172 A1
 Claim, 0040-0048, 0060-0125, Examples
 & EP 3153567 A1
 & CN 106414682 A
 文献3 : WO 2015/186670 A1 (旭硝子株式会社) 10.12.2015(2015-12-10)
 特許請求の範囲、段落0038-0043、0052-0132、実施例等
 & US 2017/0058174 A1
 Claims, 0040-0048, 0060-0143, Examples
 & EP 3153561 A1
 & CN 106414653 A
 文献4 : WO 2015/186557 A1 (旭硝子株式会社) 10.12.2015(2015-12-10)
 特許請求の範囲、0078-0081、0094-0126、実施例等
 & US 2017/0058173 A1
 Claims, 0082-0085, 0107-0146, Examples
 & EP 3153559 A1
 & CN 106414654 A

請求項1-14に係る発明は文献1-4から進歩性を有しない。

文献1には、(Z)-1,2-ジフルオロエチレンと、2,3,3,3-テトラフルオロプロペンを含む熱サイクル用作用媒体が記載され、当該作用媒体がR134aの代替として用いられること、本願発明の数値範囲を満足するような蒸発温度である冷凍サイクルを運転するために用いられること、安定剤などの各種添加剤や本願同様の冷凍機油と併用されること、空調機器などの用途に用いられること等が記載されている。
 文献2-4にも同様の内容が記載されている。

そこで、本願請求項1及び本願請求項4に係る発明と、文献1-4に記載の発明とを対比すると、文献1-4には、特に「HF0-1132(Z)及びHF0-1234yfの全質量に対して、HF0-1132(Z)の含有割合が53.0~59.5質量%であり、HF0-1234yfの含有割合が47.0~40.5質量%である」ことや「HF0-1132(Z)及びHF0-1234yfの全質量に対して、HF0-1132(Z)の含有割合が41.0~49.2質量%であり、HF0-1234yfの含有割合が59.0~50.8質量%である」ことについては記載されていない。
 しかしながら、各構成成分の含有量を文献1-4に記載される数値範囲の中で好適な範囲に調整することは当業者が適宜決定すべき設計的な事項に過ぎない。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

また、そもそも本願請求項1、4に係る発明は、冷媒が特定の化合物(HF0-1132(Z)、HF0-1234yf)を含むことと、上記の化合物の総和を基準とした上記特定化合物の含有量を規定しているに過ぎず、その他の化合物としてはどのようなものをどの程度含有しているものであれ包含するものであるところ、添加されるその他成分の特性や含有量によって、COP比や冷凍能力比、燃焼速度が大きく異なるものとなるのは当然である。してみれば、その他の化合物が添加されうる条件下において、HF0-1132(Z)、HF0-1234yfそれぞれの含有量を本願発明の範囲を満足するものとしたことによる格別の効果は認められない。

また、仮に冷媒がHF0-1132(Z)、HF0-1234yfのみからなるものであったとしても、本願明細書に記載の比較例1-7~1-9等と実施例1-4~1-6等の記載を参酌する限り、HF0-1132(Z)を40、或いは51質量%から53-59質量%に、HF0-1234yfを49.0質量%から47.0-41.0質量%に調整することによる格別の効果は推認できない。

してみれば、本願請求項1-14に係る発明は、文献1-4のそれぞれから当業者が容易に想到し得るものである。

第VI欄 ある種の引用文献

1. ある種の公表された文書（PCT規則43の2.1及び70.10）

出願番号 特許番号	公知日 (日.月.年)	出願日 (日.月.年)	優先日(有効な 優先権の主張) (日.月.年)
WO 2020/017520 A1	23.01.2020	16.07.2019	17.07.2018

2. 書面による開示以外の開示（PCT規則43の2.1及び70.9）

書面による開示以外の開示の種類	書面による開示以外の開示の日付 (日.月.年)	書面による開示以外の開示 に言及している書面の日付 (日.月.年)